

Q&A～採用候補者決定通知について～

質問	回答
Q1.「平成27年度大学等奨学生採用候補者決定通知」は有効か	A1. 無効です。奨学金を希望する場合は、在学採用で申込みを行ってください。
Q2.「平成28年度大学等奨学生採用候補者決定通知」(以下「採用候補者決定通知」)を紛失した。	A2. 再発行いたしますので、学生生活支援課(図書館1階西側)まで来てください。その際、「本人の印鑑」と採用候補者に与えられる「登録番号」が必要です。登録番号不明の場合は出身高校等に確認してください(出身高校でも確認できなかった場合のみ未記入で可)。なお、再発行には1～2週間ほどかかりますので、進学届提出締切日を考慮のうえ、余裕をもって御依頼ください。
Q3.「平成28年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ」を紛失した。	A3. 予約採用候補者に配布された書類は、日本学生支援機構HPに掲載されています。 ※こちらをご覧ください。
Q4. 入学時特別増額貸与奨学金にかかる「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて(申告)」を紛失した。	A4. A.3と同様
Q5. 予約採用に申し込んだが、「採用候補者決定通知」等を受け取っていないため、採用候補者となっているかはっきりしない。	A5. 予約申込結果は採否に関わらず日本学生支援機構より出身高校に通知しておりますので、出身高校にお問い合わせください。
Q6.「採用候補者決定通知」に記入する「学籍番号」とは何か。	A6. 学生ひとりひとりに付与される番号であり、数字7桁とアルファベット1文字で構成されます。新入生歓迎週間の「共通教育、専門教育履修指導」の際にお伝えするものです。
Q7.「採用候補者決定通知」に記入する「住所」はどの住所か。	Q7.「採用候補者決定通知」提出時時点で実際に住んでいる住所を記入してください(住民票と一致していなくても問題ありません)。
Q8.「採用候補者決定通知」に記載されている貸与月額や保証制度を変更したい。	A8. 進学届提出時に変更することが可能です。 以下進学届提出時に変更可能な項目です。 ・一種月額(「自宅・自宅外月額」から「3万円」への変更またはその逆) ・二種月額(3, 5, 8, 10, 12万円のうちから選択) ・入学時特別増額貸与奨学金の貸与額(10, 20, 30, 40, 50万円のうちから選択) ・入学時特別増額貸与奨学金の辞退(入学時特別増額貸与奨学金採用候補者のみ) ・奨学金振込口座 ・保証制度(人的保証・機関保証) ※進学届提出後は変更不可 ・利率の算定方法(利率固定方式・利率見直し方式) ・本人生年月日 ・性別 ・前奨学生番号
Q9.「採用候補者決定通知」に記載のすべての奨学金を辞退したい。	A9. 進学届を入力しなければ、自動的に辞退(無効)となります。特に手続きは不要です。進学届を入力してしまった場合は、入力後すぐに「削除願」を提出することで辞退することができます。その場合は、登録番号を確認して学生生活支援課まで来てください。

質問	回答
Q10. 一種・二種併用貸与候補者であるが、一方の貸与種別のみ辞退したい。	A10. 進学届提出の際に、一方の貸与種別のみ辞退することはできません。進学届は「採用候補者決定通知」のとおり入力後、すぐに「削除願」を提出することで辞退することができます。その場合は、登録番号を確認して学生生活支援課まで来てください。ただし、第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金のすべての採用候補者となっている場合は、第二種奨学金のみの辞退はできません(第二種奨学金に入学時特別増額貸与奨学金が付与されているため)。この場合は、第二種奨学金の初回振込後であれば第二種奨学金のみの辞退が可能です。
Q11. 予約採用で第二種奨学金の採用候補者となったが、第一種に変更したい。	A11. 貸与種別を変更したい場合、または併用にしたい場合は「在学採用」で新たに奨学金の申請をしてください。申請書の配布期間等詳細は奨学金掲示板及び愛媛大学HPIにて御確認ください。この場合、予約採用で採用が内定した種別は、必ず進学届を提出してください。
Q12. 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んだところ、収入が高いことを理由に断られた場合は、入学時特別貸与奨学金の貸与対象となるか。	A12. 貸与対象外です。なお、借入れ申込み金額が公庫の定める借入れ上限額を超えるために申込みを断られた場合も対象外となります。
Q13. 国の教育ローンの窓口で、正式に申し込むまでもなく利用できないと断られた場合、「申告書」はどのように提出すればよいか。	A13. 断られた理由により、次のように対応してください。 ①収入が高いため断られた場合→入学時特別増額貸与奨学金を利用できない方となりますので、「申告書」は提出できず、奨学金は月額部分のみの貸与となります。「進学届」内で入学時特別増額貸与奨学金を辞退してください。 ②借入申込金額が上限の350万円を超えている場合→①に同じ ③収入が低いため断られた場合→正式に申込み、審査の結果、教育ローンを利用できないとの通知等を添えて申告書を提出してください。 ④理由が不明の場合→①と同じ ⑤国の教育ローンの申請書類が揃えられない場合→①に同じ ⑥理由が①～⑤を除く場合→事情書(1)～3に記載し、事情書と理由を証明する書類「申告書」に添えて提出してください。 ※事情書はこちらをご覧ください
Q14. 労働金庫(ろうきん)の「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)を受けた者は、日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けられないのか。	A14. 労働金庫(ろうきん)の「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」ではありませんので、労働金庫の融資を受けたことによる入学時特別増額貸与奨学金の貸与制限はありません。反対に、「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)を受けた場合は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることにより融資を返済する仕組みであるため、入学時特別増額貸与奨学金を辞退することは ※労働金庫の「入学時必要資金融資」についてはこちらをご覧ください。